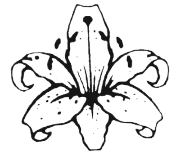


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 1 月 26 日 (火曜日) 定期第 175 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号 一部 三六三円 (消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策部政策法務課
電話 横浜 (〇四五) 二一〇一 一一一

印刷
横浜市 鶴見区 矢向三 一五 一七
野崎印刷紙器株式会社
電話 横浜 (〇四五) 五七一 一三五〇八

目次	ページ	〇公告
〇告示		
保安林の指定の予定 (県西地域県政総合センター)	37	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要 (3件) (産業労働・商業流通課)
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	37	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)
		38

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL: <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第15号

次のように森林を保安林予定森林にしたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2 第1項の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 保安林予定森林の所在場所
足柄下郡箱根町強羅字強羅1, 300の492・1, 300の575 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1, 300の764、1, 300の765
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び箱根町役場に備え置いて縦覧に供する。)

神奈川県告示第16号

救急病院等の認定 (平成元年神奈川県告示第580号) の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表横浜掖済会病院の項を削り、同表に次のように加える。

横浜掖済会病院	横浜市中区山田町1の2	令和 3 年 1 月 26 日から 令和 6 年 1 月 25 日まで
---------	-------------	--

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 3 年 1 月 26 日から同年 5 月 26 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 3 年 1 月 26 日から同年 5 月 26 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 3 年 1 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
東急株式会社
東京都渋谷区南平台町5の6
代表取締役 高橋 和夫
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
中央林間東急スクエア
大和市中央林間4-4, 332ほか
- 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称

変 更 前	変 更 後
東京急行電鉄株式会社 東京都渋谷区南平台町5の6 代表取締役 高橋 和夫	東急株式会社 東京都渋谷区南平台町5の6 代表取締役 高橋 和夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
アイエフシー株式会社 埼玉県さいたま市大宮区櫛引1-821 代表取締役 陳 娟 ほか15者	アイエフシー株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-261オフィス21ビル1階 代表取締役 陳 娟 ほか15者

4 変更の年月日

この公報は再生紙を使用しています

令和 2 年 10 月 1 日 ほか
 5 届出年月日
 令和 2 年 11 月 27 日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 3 年 1 月 26 日から同年 5 月 26 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 3 年 1 月 26 日から同年 5 月 26 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 3 年 1 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ルミネ
 東京都渋谷区代々木 2-2 の 2
 代表取締役 森本 雄司

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ルミネ 藤沢店
 藤沢市藤沢 438 の 1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社神戸屋レストラン 東京都調布市入間町 1-34 の 16 代表取締役 川地 良作 ほか 20 者	株式会社神戸屋レストラン 東京都調布市入間町 1-34 の 16 代表取締役 菟原 要 ほか 20 者

4 変更の年月日
 令和 2 年 4 月 3 日 ほか

5 届出年月日
 令和 2 年 12 月 7 日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 3 年 1 月 26 日から同年 5 月 26 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 3 年 1 月 26 日から同年 5 月 26 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 3 年 1 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

菊池地所株式会社

逗子市逗子 1-4 の 1
 代表取締役 菊池 尚
 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 第一菊池ビル
 逗子市逗子 1-251 の 1 ほか
 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社スズキヤ 逗子市逗子 6-5 の 3 代表取締役 中村 洋子 ほか 2 者	株式会社クリエイトエス・ディー 横浜市青葉区荏田西 2-3 の 2 代表取締役 廣瀬 泰三 ほか 3 者

4 変更の年月日
 令和 2 年 12 月 11 日

5 届出年月日
 令和 2 年 12 月 22 日

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 1 月 26 日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市大谷南 2-3, 472 の 1 ほか 2 筆の各一部
開発区域の面積	302.23 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市国分南 1-13 の 28 ファミールマンション 205
開発許可を受けた者の氏名	山口 慎平
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 2 年 1 月 16 日 神奈川県指令厚土東第 610093 号 (令和 2 年 12 月 7 日 神奈川県指令厚土東第 610055 号)